

各種申請等の郵送受付について

大阪市 計画調整局 建築指導部

新型コロナウイルス感染症拡大防止や申請者の利便性の向上を図るため、大阪市計画調整局建築指導部が所管する以下の各種申請等について、郵送での受付を行っています。

この取扱いは、当面の間実施する予定です。

ただし、今後業務上支障が大きいと判断された申請等については、郵送による受付を休止する場合がありますのでご了承ください。

なお、窓口での各種申請等につきましても、従前どおり受け付けております。

【特にご留意いただきたい事項】

- **事前に下記の各担当へご相談**いただきますようお願いいたします。
- 必ず担当者名・電話番号・メールアドレス等**連絡先を明記**してください。
- 郵送等に係る費用（各種資料に不備があり、本市から送り返す場合を含む。）は、**申請等をされる方の負担**となりますのでご了承ください。
- 窓口受付に比べて手続きに日数を要しますが、ご理解・ご協力をお願いします。なお、工事着手前など届出等の期限が定められている場合は、「2. 郵送による申請等の流れ・手数料の納付方法」に記載の「仮受付」をした日ではなく、「**本受付**」をした日が**基準日**となります。

1. 郵送での対応を行う各種申請等について

申請等の種類	手数料	問い合わせ先	担当課	
建築基準法の許認可申請書（第85条を除く。）等	要	06-6208-9300・9284	建築企画課	
道路位置指定申請書	要	06-6208-9286		
道路判定資料等の情報提供等	不要			
建築計画概要書の写し（建築確認番号がわかっているものに限る。）等	要	06-6208-9288		
大阪市建築計画事前公開制度に基づく標識設置届等	不要	06-6208-9304	建築確認課	
確認申請書	要			
建築基準法の許可申請書（第85条）	要			
建設リサイクル法に基づく届出書	不要			
仮使用認定申請書（昇降機）	要			
台帳記載事項証明書交付申請書（昇降機）	要			
定期検査報告概要書（昇降機・建築設備・防火設備）の写しの交付申請書	要			
建築物省エネ法に基づく届出書	不要			
建築物エネルギー消費性能確保計画書等（建築物エネルギー消費性能適合性判定）	要			
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書等	要			
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書	要			
建築物環境計画書等	不要			
特定設備における事故届出書	不要			
低炭素建築物新築等計画認定申請書等	要			06-6208-9298
仮使用認定申請書（建築物）	要	06-6208-9315・9311	監察課	
建築基準法第12条第5項に基づく報告書等	不要			
定期調査報告概要書（建築物）の写しの交付申請書	要			06-6208-9312
大阪市民間建築物吹付アスベスト除去等補助制度 補助金交付申請書	不要			06-6208-9316

F A X（共通）：06-6202-6960

郵送先：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市 計画調整局 建築指導部 ○○○課（上記担当課） 宛

2. 郵送による申請等の流れ・手数料の納付方法について

以下に、申請等の流れのイメージをお示しします。**各申請等により詳細は異なりますので、必ず事前に1. の各担当にご相談ください。**



3. 郵送の際の注意点

- ✓ 必ず担当者名・電話番号・メールアドレス等**連絡先を明記**してください。
- ✓ 郵送は、**信書扱いとし、書留郵便等配達記録が残るもの**にしてください。
- ✓ 郵送等に係る費用はすべて**申請等をされる方の負担**となります。
各種資料に不備があり、**本市から送り返す場合も申請等をされる方の負担**となりますのでご注意ください。
- ✓ **手数料が必要な申請等の場合、本市からの納入通知書等の送付用に別途返信用封筒（A）を同封**してください。
- ✓ **副本の返却が必要なものや、本市で証明書等を交付する申請等については、返信用封筒（B）を申請書等の郵送時に併せて送付**してください。
- ✓ 上記の返信用封筒は副本や納入通知書等（A4サイズ）を折らずに入る大きさのものとし、かつ、**郵送（簡易書留）に係る費用分の切手を貼付**てください。（許容サイズ内であればレターパックプラスも可）
- ✓ 上記の**返信用封筒にはあらかじめ宛先（申請者又は代理者）の住所・会社名・氏名等を記入**してください。
- ✓ 郵送事故に関して、本市は責任を負いません。